

鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画素案（案）の概要

I 作成の主旨（意義）

- ごみ処理の広域化は、ダイオキシン類の削減対策等を目的とした国からの通知（H9）のもとに、神奈川県が県内を9つのブロック圏域に区分し（H10）広域化を推進することになり、各ブロックで広域化推進のための計画を作成することとなった。
- 逗子市は、当初横須賀三浦ブロック（横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町）に区割りされたが、ごみの分別の統一等の問題から広域化協議会は解散（H18）。
- 新たに鎌倉市と逗子市で「鎌倉市・逗子市ごみ処理広域化検討協議会」を設置（H18）し、同年4月に覚書を締結し、2市での広域化処理に向けた協議を開始したが協議のめどが立たないことから、覚書を解除し、新たに確認書を取り交わし（H22）引き続き将来の広域処理に向けた検討、協議を継続。
その後、葉山町を加え、平成28年(2016年)5月、鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会を設置し、7月に覚書を締結し、ごみ処理の広域連携を進めていくこととした。

II 実施計画の内容

1 計画期間

P,3

計画期間は、10年間として、令和2年度～令和11年度

（この間、鎌倉市の名越焼却施設が停止する令和6年度（2024年度）を第I期、その後をII期としています。令和7年度からの鎌倉市の焼却施設が停止した後が、広域での大きな処理の転換期となる。）

2 ごみ処理の現状（特徴）

P,8

(1) ごみ排出状況

- ① 2市1町の平成29年度のごみ量は、家庭からの収集ごみで60,663t、集団回収資源ごみが5,192t、事業所等からの持込ごみが23,967tで全体で約9万トンとなっています。鎌倉市が約67%、逗子市が約20%、葉山町が13%の割合となっている。
- ② このうちの燃やすごみの量は、収集ごみが30,580t、持込ごみが16,200tで、合計で約47,000t。
- ③ 平成29年度1人1日当たりの排出量は、鎌倉市950g、逗子市844g、葉山町982gで県の平均859gより逗子は低い値で他は高い値となっている。
- ④ 平成29年度の資源化率は、鎌倉市52%、逗子市47.4%、葉山町44.3%で県平均24.4%よりも高く上位1～3位を占めている。

(2) ごみ質の状況（生ごみ、紙ごみ・・・ 資源化の可能性）

P,28、P,29

- ① 紙類 鎌倉市：25.7% 逗子市：33.3% 葉山町：29.4%
 - ② 生ごみ 鎌倉市：48.8% 逗子市：43.3% 葉山町：54.3%
 - ③ 合成樹脂類 鎌倉市：10.6% 逗子市：15.1% 葉山町：0.8%
- *生ごみ：資源化施設を整備して、資源化を計画
*紙ごみ：啓発等により資源化の可能性有り

(3) 処理経費 P,30

- ① 2市1町の人口一人当たりごみ処理経費、ごみ1トン当たりごみ処理経費は、県内の平均処理費を上回っている。
 - ・人口一人当たりごみ処理経費
鎌倉市 18,573 円、逗子市 15,508 円、葉山町 21,139 円 県平均 10,576 円
 - ・ごみ1トン当たりごみ処理経費
鎌倉市 53,557 円、逗子市 61,559 円、葉山町 69,962 円 県平均 37,167 円

(4) 課題 P,37

- ① ごみの減量・資源化
 - ・家庭系ごみの減量・資源化
分別収集することにより資源化が可能となるごみがあることから、更なる分別の徹底
 - ・事業系ごみの減量・資源化
県内の他自治体に比べ事業系ごみの発生量割合が家庭系ごみの発生量に比して多い。事業系ごみの多くを占める生ごみの削減と紙類やプラスチック等の資源物や産業廃棄物の分別の徹底を中心とした対策を2市1町全体で取組む必要がある。
- ② ごみ処理施設のあり方
 - ・2市1町のごみ処理施設は老朽化しており、安定的に区域内のごみ処理を継続するため、エネルギー効率や環境面などを勘案した将来のごみ処理施設のあり方について、検討する必要がある。
- ③ 効果的な資源化
 - ・老朽化が進んだ中間処理施設の集約化を検討するなど、効率的な資源化について、ハード・ソフト両面から検討を進める必要がある。
- ④ ごみ処理費の縮減
 - ・県内の人口一人当たりごみ処理費、1トン当たりごみ処理費ともに平均処理費を上回っていることから、処理費の削減についても検討を行い、適正な規模やスケールメリットが得られる処理計画の検討を行う必要がある。

3 ごみ減量・資源化施策 P,40

(1) 家庭系

① 生ごみ

- ・鎌倉市：単独で施設を整備し資源化を実施
- ・逗子市と葉山町：連携して葉山町に施設を整備して資源化を実施

(2) 事業系

① 手数料の見直し

「事業者が適正処理を行う責任を有し、その処理に係る原価相当の料金を徴収することが望ましい」ことから、料金の見直しを行っていく。

② 生ごみの削減（排出する割合が高い）

- ・食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者の活用
事業者に対して生ごみ資源化を促すとともに、資源化誘導策を検討する。

(3) 新たな資源化の検討

① 紙おむつの資源化

紙おむつについては、さらなる高齢化が進展することを鑑み引き続き資源化の検討を進めていく。

（既に資源化を実施：福岡県大木町、実証実験を実施：鹿児島県志布志市）

*2市1町推定潜在量：約4,000t（令和11年度（2029年度））

4 ごみ処理施設整備

P,45

施設整備での連携は、鎌倉市の既存焼却施設が停止する令和6年度(2024年度)を境に、令和6年度(2024年度)までを第Ⅰ期、その後を第Ⅱ期として、計画を策定。

(1) Ⅰ期（令和2～6年度）での連携の概要

P,46

① 連携

○ 逗子市・葉山町との連携

- ・ごみの焼却：逗子市環境クリーンセンター（既存施設）
- ・容器包装プラスチック資源化：逗子市環境クリーンセンター（既存施設 令和2年度～）
- ・生ごみの資源化：葉山町クリーンセンター（新設 令和6年度～）

○ 鎌倉市・逗子市との連携

- ・焼却施設の工事等に伴う休炉時及び緊急を要する災害時等において連携

② 単独（独自の整備）

- ・鎌倉市：生ごみ資源化施設整備
- ・葉山町：可燃ごみ中継施設整備

(2) Ⅱ期（令和7～11年度）での連携の概要

P,49

① 連携

○ 鎌倉市・逗子市・葉山町との連携

- ・ごみの焼却：逗子市環境クリーンセンター（既存施設）

*ただし、年間 20,000 t を限度に鎌倉市は自区外処理を検討

② 単独（独自の整備）

・鎌倉市：生ごみ資源化施設規模見直し

中継施設の整備

(3) 逗子市ごみ焼却施設停止後

P,55

鎌倉市に中継施設を建設し、自区外処理を検討